第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。

第十条

直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

第十一条

この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合

(b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合

(c) 核物質について、機関が、第五条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となったことを決定する場合

第十二条

交換公文による取極は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

第十三条

1　両締約国政府は、この協定の下での協力活動を調整することを目的として合同委員会を設立する。合同委員会は、両締約国政府により指名された代表により構成され、双方に適当な日に会合することができる。

2　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

3　この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この3の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができる。）、指名された二人の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であってもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十四条

1　日本国政府又は大韓民国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、大韓民国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。

(a) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合

(b) 第五条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2　日本国政府又は大韓民国政府は、それぞれ、大韓民国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3　いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、若しくはこの協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。

(a) 当該行動の影響

(b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。

4　いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかった場合に限り、この条の規定に基づく権利を行使するものとする。

5　この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。

6　いずれか一方の締約国政府は、この条の規定に基づいて権利を行使することが必要であると認める場合には、その決定を書面により他方の締約国政府に通報する。

第十五条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正（この協定の附属書のみについての改正を除く。）は、各締約国政府により、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従って承認されるものとする。この協定の附属書のみについての改正は、両締約国政府の書面による合意のみを必要とする。

第十六条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

3　この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除き、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年十二月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　前原誠司

大韓民国政府のために
　権哲賢